

令和3年度 第12回杵築市農業委員会総会議事録

令和4年3月4日 金曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を杵築市農地保全センター2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	二宮 茂	2番	阿部 一郎	3番	吉岩 一三
4番	藤松 美潮	5番	宇留嶋 雄蔵	6番	手嶋 辰三
7番	金高 奉宣	8番	倉永 信裕	9番	江藤 由之助
10番	藤原 通弘	11番	佐々木 福司	12番	小田 敏春
13番	豊田 敏夫	14番	木村 房雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

3番	吉岩 一三	6番	手嶋 辰三	7番	金高 奉宣
11番	佐々木 福司	13番	豊田 敏夫		

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	清原 浩徳	農地・管理係長	阿部 清伸
農地・管理係主任	田邊 憲佑	農地・管理係主任	竹中 咲希

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 65 号	農地法第3条の申請について
議案第 66 号	農地法第4条の申請について
議案第 67 号	農地法第5条の申請について
議案第 68 号	非農地証明願いについて
議案第 69 号	農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について
議案第 70 号	農用地利用集積計画(案)の決定について
議案第 71 号	農用地利用配分計画(案)に対する意見について
報告第 9 号	農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について(合意解約)

議長	<p>それでは、令和3年度第12回杵築市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>( 9時34分： 開始 )</p>
議長	<p>本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、<b>■■■■</b>委員と<b>■■■■</b>委員の両委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、会議書記の指名ですが、書記については事務局職員より<b>■■■■</b>並びに<b>■■■■</b>を指名いたします。</p>
議長	<p>本日の議事案件は、議案第65号から議案第71号までの7議案23件と、報告事項が提出されています。慎重審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>まず、はじめに「議案第65号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>おはようございます。農業委員会事務局の<b>■■■■</b>です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案書1ページをお開きください。</p> <p>「議案第65号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。</p> <p>ア、所有権の移転。</p> <p>番号1番、申請人、譲渡人、<b>■■■■</b>、<b>■■■■</b>、譲受人、<b>■■■■</b>区、<b>■■■■</b>、<b>■■■■</b>歳。申請の土地になります、大字<b>■■■■</b>字<b>■■■■</b>、地番<b>■■■■</b>、地目、台帳、現況ともに<b>■■■■</b>、地積<b>■■■■</b>m<sup>2</sup>、ほか<b>■■■■</b>筆、合計<b>■■■■</b>筆の<b>■■■■</b>m<sup>2</sup>です。譲受人の経営面積は、田<b>■■■■</b>a、畑<b>■■■■</b>a、計<b>■■■■</b>aです。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番について、<b>■■■■</b>農業委員より説明をお願いします。</p>
<b>■■■■</b> 委員	<p>申請地は、県道から<b>■■■■</b>の前を通過して突き当たりから近く施設のちに入っ<b>■■■■</b>地区にあります。<b>■■■■</b>の用地と<b>■■■■</b>沿いの<b>■■■■</b>さんの住宅の前の土地になります。</p> <p><b>■■■■</b>さんは、<b>■■■■</b>をされていて、こちらにいらっ<b>■■■■</b>らないということです。お父さんの<b>■■■■</b>さんの遺言で土地を<b>■■■■</b>さんに譲るといっ<b>■■■■</b>話になっていたようです。</p> <p>今回申請が出ましたので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>許可基準について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>譲渡人は相続で農地を取得しましたが、管理ができない状況です。今回、親戚にあたる譲受人と贈与の話がまとまったため、申請となりました。<b>■■■■</b>さんの所有農地は<b>■■■■</b>aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。</p> <p><b>■■■■</b>さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号1番になります。特に不許可の要件にひっ<b>■■■■</b>かかる点はありませんので、<b>■■■■</b>さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件が<b>■■■■</b>ずれにも該当しないため、問題ないものと考えております。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、番号2番、申請人、譲渡人、<b>■■■■</b>、<b>■■■■</b>、譲受人、<b>■■■■</b>区、<b>■■■■</b>、<b>■■■■</b>歳。申請の土地になります、大字<b>■■■■</b>字<b>■■■■</b>番、地目、台帳、現況ともに<b>■■■■</b>、地積<b>■■■■</b>m<sup>2</sup>、合計<b>■■■■</b>筆の<b>■■■■</b>m<sup>2</sup>です。譲受人の経営面積は、田<b>■■■■</b>a、畑<b>■■■■</b>a、計<b>■■■■</b>aです。理由といたしまし</p>

	<p>ては、管理が困難、相手方の要望であります。 以上です。</p>
議長	<p>2番について、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>農業委員より説明願います。</p>
<span style="background-color: black; color: black;">          </span> 委員	<p>申請地は県道<span style="background-color: black; color: black;">      </span>号線を<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>から2kmほど上った<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>の近所です。申請者の<span style="background-color: black; color: black;">          </span> <span style="background-color: black; color: black;">          </span>さんは県外在住です。<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんの田が隣にあり、払い受けるということになりましたので、審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>許可基準について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>譲渡人は、相続で農地を取得しましたが、管理ができない状況です。今回、申請地付近を以前から耕作している譲受人と売買の話がまとまったため、申請となりました。 なお、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>さんの所有農地は、これ以外に約<span style="background-color: black; color: black;">      </span>aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。 <span style="background-color: black; color: black;">          </span>さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号2番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えております。また、墓地についても確認しました。 以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第65号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第65号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第65号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第66号」「農地法第4条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>事務局の<span style="background-color: black; color: black;">          </span>です。よろしく申し上げます。 議案書2ページをお開きください。 「議案第66号」「農地法第4条の申請について」農地法第4条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。 番号1番、申請者、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>区、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>、<span style="background-color: black; color: black;">      </span>歳、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>。申請の土地、大字<span style="background-color: black; color: black;">          </span>字<span style="background-color: black; color: black;">          </span>、地番<span style="background-color: black; color: black;">          </span>、地目、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>、地積<span style="background-color: black; color: black;">          </span>m<sup>2</sup>、合計<span style="background-color: black; color: black;">      </span>筆の<span style="background-color: black; color: black;">          </span>m<sup>2</sup>。申請内容、駐車場用地として。申請理由、申請地を公民館及び自宅の駐車場として利用したい。こちらは第1種農地です。 以上です。</p>
議長	<p>1番について、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>農業委員より説明を願います。</p>
<span style="background-color: black; color: black;">          </span> 委員	<p><span style="background-color: black; color: black;">          </span>地区担当の<span style="background-color: black; color: black;">          </span>です。 令和3年12月13日に<span style="background-color: black; color: black;">          </span>農業委員、事務局職員2名、申請者の計5名で現地確認を行いました。場所の説明をいたしますと、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>から直線距離で西北西へ約7.5km、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>から<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>へ向かう<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>沿いの<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>手前の橋を渡り、突き当たりを左折して100mほど進</p>

	<p>んだ左手側で、■■■■の正面に位置する土地です。</p> <p>申請者は、■■■■さん■■歳で、地元からの要望もあり、申請地を公民館及び自宅の駐車場として利用したいとのことです。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	許可基準について、事務局より説明を求めます。
事務局	<p>申請者の■■■■さんの職業は■■で、現在は申請地近隣の自宅に家族■■人で暮らしています。転用の目的は、地区住民からの要望があり、申請地を公民館及び自宅の駐車場として利用することです。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、おおむね10ha以上規模の一段の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されます。第1種農地は、原則、転用許可することができませんが、例外的に許可することができます。</p> <p>申請地は、日常生活上、必要な施設を集落に接続して設置しますので、例外の集落接続に該当し、転用許可ができる農地になります。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は公衆用道路を挟んで■■■■、南側は■■、西側は市道を挟んで■■■■、東側は用悪水路を挟んで■■にそれぞれ接しており、転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地■■筆■■㎡に延べ■■台の駐車場を設置して利用する計画です。工事期間は、令和4年4月1日から令和4年12月31日までの約8か月を予定しており、転用は確実と見込まれます。</p> <p>排水計画につきましては、東側の既存側溝に接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用金額を自己資金で賄うようです。預貯金通帳の写しが添付されており、確認済みです。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第66号」「農地法第4条の申請について」事務局及び地区担当委員による説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第66号」「農地法第4条の申請について」農地法第4条第1項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第66号」「農地法第4条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第67号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書3ページをお開きください。</p> <p>「議案第67号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項の規定により、下記のとおり</p>

	<p>許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、土地所有者、[ ]区、[ ]、[ ]、[ ]歳。転用者、[ ]区、[ ]。法人、設立[ ]年。申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]㎡のうち[ ]㎡、ほか[ ]筆、計[ ]筆の[ ]㎡のうち[ ]㎡。申請内容、[ ]として。申請理由、申請地を借りて[ ]の栽培をしながら、上部で[ ]を行うことで、経営の安定化を図るとともに就労支援を行いたい。こちらは第1種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、[ ]農業委員より説明願います。
[ ]委員	<p>申請地は、[ ]から北へ1kmほど行った、[ ]の入り口の付近です。[ ]の下に[ ]を栽培するそうです。今年3月31日で契約期間3年間の期限が切れますので、今回申請となりました。この申請地を借りて、[ ]の下で[ ]を栽培しながら経営の安定化を図るということです。</p> <p>以上です。よろしく願います。</p>
議長	許可基準について、事務局より説明を求めます。
事務局	<p>土地所有者の[ ]さんの職業は[ ]で、売買により農地を取得しましたが、耕作ができずに遊休農地となっていました。一方、転用者の[ ]は[ ]区に住所を置く法人で、半導体部品などの機械加工事業・訪問介護事業・一般労働者派遣事業・太陽光発電の開発事業など幅広い事業を展開している企業です。</p> <p>今回は、3年前の平成30年度第11回総会において承認された3年間の土地賃貸契約が令和4年3月31日に期間満了を迎えることに伴い、双方が話し合い、遊休農地の有効活用を図る目的で再度3年間の土地賃貸契約を締結し、耕作物を[ ]に変更して上部で太陽光発電を行い、下部で農業を行うための一時転用です。</p> <p>後ほど議案第70号番号14番でご審議いただく、[ ]と同系列の法人である[ ]が、障害のある方たちと一緒に下部で農業を行います。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、おおむね10ha以上規模の一段の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されます。第1種農地は、原則、転用許可することはできませんが、例外的に許可することができます。</p> <p>申請地は、例外の「申請に係る農地を仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること」に該当し、転用許可ができる農地になります。</p> <p>代替地の検討も行いましたが、市道に面し、日当たりがよく、近くに送電線がある農地であることから、この土地に決めたようです。</p> <p>また、転用期間終了後、速やかに農地として復旧する誓約があり、一時転用については問題ありません。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の東側は[ ]、西側は[ ]、南側は市道[ ]線、北側は田及び公衆用道路にそれぞれ接しており、転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地を2つのサイトに分け、高さ2m、直径9.4cmのアルミ支柱130本、パネル枚数496枚、総出力141.3kWの太陽光発電施設を土地の上部に設置し、その下で農</p>

	<p>業を行います。</p> <p>一つのサイトごとの出力は50kWを超えていますが、パワーコンディショナーを設置しますので、九州電力との契約は50kW未満の低圧契約となります。太陽光発電施設の設置は既に全て完了しており、令和元年12月3日に完了報告書が提出され、県に報告済みです。</p> <p>排水計画につきましては、下部を農地として使用しますので、基本的には土地の形状を変えずに自然浸透とし、余剰水については西側の■■■■沿いの市道側溝に接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用の全額を自己資金で賄うようです。金融機関から発行された預金残高証明書が添付されており確認済みです。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>補足ですが、作物を■■■■に変更したのは、県の東部振興局生産流通部野菜班の普及員と相談した結果で、太陽光をあまり必要とせず、市場ニーズもあること、管理に人手や手間を取らないこと、土地が痩せており、石が多い当該農地の耕作物として適していることから、変更を決めたようです。</p> <p>出荷までは4～5年ほどの期間が必要とのことで、今後については1年目に挿し木及び仮植、2年目に定植、4年目以降に出荷を予定しており、毎年2月に状況報告書を提出いただき、その内容を勘案しながら、県の普及員とともに必要な指導を行っていく予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■■■。転用者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■■■歳。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■■■、地積■■■■㎡、合計■■■■筆の■■■■㎡。申請内容、店舗・倉庫・駐車場用地として。申請理由、現在の店舗借地契約が終了し、代替地が必要となったため、申請地を借りて店舗・倉庫・駐車場として利用したい。こちらは第2種農地で、一部追認案件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■■■委員	先日、現地確認を行いました。申請地は、県道■■■号線、■■■■の前にある県道と市道に面した場所です。事務所の移転ということで、ご審議お願いいたします。
議長	許可基準について、事務局より説明を求めます。
事務局	<p>土地所有者の■■■■さんは、相続により農地を取得しましたが、高齢になったこともあり、農地の管理に困っていました。一方、転用者の■■■■さんは、■■■■の近隣で■■■■を営んでいますが、現在の店舗借地契約の終了に伴い、店舗及び倉庫を移設できる土地を探していました。そこで双方が話し合い、1年間の賃貸借契約を結び、申請地を店舗・倉庫・駐車場として利用する計画です。</p> <p>なお、本件は一部追認案件です。追認案件となった理由につきましては、平成3年10月頃に転用許可を得ることなく、土地の形状を明確にするため、盛土及び擁壁を作っているためです。このことにつきましては、土地所有者から始末書が提出されています。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。第2種農地は、農地以外の土地や第3種農地が近くに</p>

	<p>ないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、県道沿いであり、見通しがよく車での進入が容易であること、十分な面積が確保できることから、この土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は公衆用道路を挟んで■■■、南側は■■■、西側は公衆用道路を挟んで■■■、東側は■■■にそれぞれ接しており、転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地■■■筆■■■㎡に、店舗■■■棟・倉庫■■■棟・仮設トイレ■■■か所・駐車場■■■台分を設置して利用する計画です。</p> <p>工事期間は、令和4年4月1日から令和4年4月30日までの約1か月を予定しており、転用は確実と見込まれます。</p> <p>排水計画につきましては、申請地南側にU字溝を設置して雨水を集め、杵築市所有の畔に排水管を埋設し、隣接地既存の側溝を経由して西側の県道側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。預貯金通帳の写しが添付されており、確認済みです。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第67号」「農地法第5条の申請について」事務局及び地区担当委員による説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。よろしいですか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第67号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第67号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。</p>
議長	<p>次に、「議案第68号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>「議案第68号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地になります、大字■■■字■■■■、地目、田、地積■■■㎡、合計■■■筆の■■■㎡です。</p> <p>申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、店舗と住宅の隣接地だったため、以前の所有者が駐車場として使用し、現在は■■■■の駐車場として使用しているとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番について、■■■■農業委員より説明願います。</p>

委員	沿いの手前交差点を800mぐらい上ったところです。隣のが使用しており、現在駐車場になっているようです。農地としてはどうにもならない現状になっているので、審議のほどよろしくをお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	<p>現地を2月17日に農地委員、委員と確認しております。申請者は、令和2年に相続により申請地を取得しています。50年以上前から駐車場として使用していたそうです。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。農用地区域外農地である確認も行っていきます。今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、売却する意向のようです。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第68号」「非農地証明願いについて」事務局の説明及び地区担当委員による説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第68号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第68号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に、「議案第69号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>「議案第69号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について、平成28年8月30日付けの杵築市農業委員会告示第22号に基づき、下記の農地について区域指定をしてよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、 、 。申請の土地になります、大字、字、地番、 、地目、 、地積<math>\text{m}^2</math>、ほか、筆、合計、筆の<math>\text{m}^2</math>です。</p> <p>杵築市空き家バンク登録番号番。宅地地番、杵築市大字。宅地面積は<math>\text{m}^2</math>です。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第69号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」事務局の説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。申請の農地を「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域」に指定することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第69号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」は、申請の農地を区域指定することに決めます。
議長	次に、「議案第70号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。番号20番から23番と「議案第71号」「農用地利用配分計画（案）の決定に対する意見につい

	て」は、農業委員会に関する法律第31条議事参与の制限に抵触しますので、■■■■委員には退出をしていただきたいと思います。
	< ■■■■委員 退出 >
議長	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書6ページをお願いします。</p> <p>「議案第70号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1の規定により、これを決定することについて意見を求める。</p> <p>議案書11ページをお願いします。</p> <p>番号20番、申請人、貸人、■■■■、■■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■㎡、ほか■筆、合計■筆の■■■■㎡。</p> <p>設定期間は■年新規で、借人の経営面積はありません。</p> <p>以下、同じ申請人、設定期間、借人の経営面積があれば省略させていただきます。</p> <p>続きまして、番号21番、申請人、貸人、■■■■、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■㎡、合計■筆の■■■■㎡です。</p> <p>続きまして、番号22番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■㎡、合計■筆の■■■■㎡です。</p> <p>続きまして、番号23番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■㎡、ほか■筆、合計■■■■㎡です。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第70号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の20番から23番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第70号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の20番から23番については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第70号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の20番から23番については、これを承認することに決めます。
議長	次に、「議案第71号」「農用地利用配分計画（案）の決定に対する意見について」の1番「借受人、■■■■」分を議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局	<p>「議案第71号」「農用地利用配分計画（案）の決定に対する意見について」。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画（案）の決定に対する意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、貸付人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 瀧野勇。借受人、■■■■、■■■■、設立■年。対象の農地は、杵築市■■■■、■筆の■■■■㎡、杵築市■■■■、■筆の■■■■㎡です。</p> <p>以上です。</p>

議長	只今、「議案第71号」「農用地利用配分計画（案）の決定に対する意見について」の1番「借受人、[REDACTED]」分について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第71号」「農用地利用配分計画（案）の決定に対する意見について」の1番「借受人、[REDACTED]」分については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、これについては意見なしとすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第71号」「農用地利用配分計画（案）の決定に対する意見について」の1番「借受人、[REDACTED]」分については、意見なしとして報告します。 それでは、議事参与の制限が解かれた[REDACTED]委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< [REDACTED]委員 入室 >
議長	次に、「議案第70号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番から19番及び24番を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書6ページをお願いします。 ア、利用権の設定。 番号1番、申請人、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借人、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]、設定[REDACTED]年。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]㎡、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]㎡です。設定期間は[REDACTED]年再設定で、借人の経営面積は、田[REDACTED]a、計[REDACTED]aです。 続きまして、番号2番、申請人、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]㎡、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]㎡です。 続きまして、番号3番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]㎡、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]㎡です。 続きまして、番号4番、申請人、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]㎡、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]㎡です。設定期間は、[REDACTED]年新規です。 続きまして、番号5番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]㎡、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]㎡です。設定期間は、[REDACTED]年再設定です。 続きまして、番号6番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]㎡、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]㎡です。 続きまして、番号7番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]㎡、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]㎡です。 続きまして、番号8番、申請人、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]㎡、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]㎡です。 続きまして、番号9番、[REDACTED]区、[REDACTED]。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]㎡、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]㎡です。

続きまして、番号10番、[ ]区、[ ]。申請の土地になります、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。

続きまして、番号11番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地になります、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。設定期間は、[ ]年新規です。

続きまして、番号12番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地になります、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。設定期間は、[ ]年再設定です。

続きまして、番号13番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。借人は、[ ]区、[ ]、[ ]歳。申請の土地になります、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。設定期間は、[ ]年再設定です。借人の経営面積は、田[ ]aの計[ ]aです。

続きまして、番号14番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]、借人、[ ]区、[ ]、設立[ ]年。申請の土地になります、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。設定期間は[ ]年再設定で、借人の経営面積は、田[ ]a、畑[ ]a、計[ ]aです。

続きまして、番号15番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地になります、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。

続きまして、番号16番、申請人、貸人、[ ]、[ ]、借人、[ ]区、[ ]、[ ]歳。申請の土地になります、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。設定期間は[ ]年新規。借人の経営面積は、田のみ[ ]a、計[ ]aです。

続きまして、番号17番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。借人、[ ]区、[ ]、[ ]歳。申請の土地になります、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。設定期間は[ ]年再設定、借人の経営面積は、田[ ]a、畑[ ]a、計[ ]aです。

続きまして、番号18番、申請人、貸人、[ ]、[ ]、[ ]、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 瀧野勇。申請の土地になります、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。設定期間は[ ]年新規、借人の経営面積はありません。

続きまして、番号19番、申請人、貸人、[ ]、[ ]、[ ]。申請の土地になります、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。

続いて、議案書12ページをお願いします。

公益社団法人大分県農業農村振興公社に関しましては、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。

続きまして、イ、所有権の設定です。

番号24番、申請人、譲渡人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 瀧野勇、譲受人は、[ ]、[ ]、設立[ ]年です。申請の土地になります、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。こちらは、農地売買等支援事業公社売渡の案件であります。借人の経営面積

	<p>はありません。</p> <p>貸し手農家数■戸、借り手農家数■戸で、利用権の設定面積は全部で■■■■㎡、所有権の設定の面積は全部で■■■■㎡、合計■■■■㎡です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第70号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番から19番及び24番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第70号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番から19番及び24番については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第70号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番から19番及び24番については、これを承認することに決します。</p>
議長	<p>次に、「議案第71号」「農用地利用配分計画（案）の決定に対する意見について」の1番「借受人、■■■■」分を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書13ページをお願いします。</p> <p>「議案第71号」「農用地利用配分計画（案）の決定に対する意見について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画（案）の決定に対する意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、貸付人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 湊野勇、借受人、■■■■区、■■■■、■■歳。対象農地は、杵築市■■■■、■■筆の■■■■㎡です。</p> <p>次の14ページから16ページまでは、先ほど審議していただきました農用地利用集積計画の番号18番から番号23番までの農地中間管理機構に貸し付けた土地を、農地中間管理機構から13ページの方々に貸し付ける土地になります。</p> <p>詳細につきましては、利用権設定の中で審議された内容と同じ内容でありますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第71号」「農用地利用配分計画（案）の決定に対する意見について」の1番「借受人、■■■■」分について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第71号」「農用地利用配分計画（案）の決定に対する意見について」の「借受人、■■■■」分については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、これについては意見なしとすることにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第71号」「農用地利用配分計画（案）の決定に対する意見について」の「借受人、■■■■」分については、意見なしとして報告します。</p>
議長	<p>これで、本日提案されました議案の審議は全て終了しましたが、「報告第9号」がありますの</p>

	で、事務局より報告願います。
事務局	<p>議案書17ページをお願いします。</p> <p>「報告第9号」「農地法第18条第6項の規定による貸借権並びに使用貸借権の解約受理について(合意契約)」であります。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、■■■■区、■■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■㎡です。理由といたしましては、貸人の都合であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	以上をもちまして、令和3年度第12回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	( 10時23分 : 終了 )